

掛川市新商品開発応援事業費補助金交付要領

第1 趣旨

この要領は、掛川市新商品開発応援事業費補助金交付要綱（令和5年5月15日施行。以下「要綱」という。）に基づき、補助金の円滑かつ適正な運用を図るために必要な事項を定めるものとする。

第2 補助率（額）

補助金の補助率（額）は、要綱第3(2)のとおりとする。交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

第3 交付の申請

(1) 要綱第4の(1)提出書類エのその他市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

ア 見積書

イ 市内での営業実態が確認できる書類（登記事項証明書、開業届の写し等）

ウ 誓約書

エ 申請提出用チェックシート

(2) 要綱第4の(2)の市長が別に定める日は、事業に着手しようとする日の前日もしくは、当該年度の10月31日までのいずれかの早い日までとする。ただし、申請が予算枠を超えた場合は、申請受付を終了する。

第4 変更の承認申請

要綱第6の提出書類エのその他市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

ア 見積書

第5 実績報告

要綱第7の提出書類エのその他市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

ア 新商品の写真

イ 領収書等の写し

ウ 取得財産等管理明細表（税抜50万円以上の取得財産等がある場合のみ）

エ 完了報告提出用チェックシート

附 則

この要領は、令和5年6月1日から施行する。